

第134回定例会

南部町議会議録

令和7年9月1日 開会

令和7年9月5日 閉会

南部町議会

第134回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（9月1日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○議会運営委員会の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○町長提出議案提案理由の説明	6
○報告第14号の上程、説明、質疑	11
○議案第64号から議案第78号までの上程、委員会付託	12
○散会の宣告	13

第 2 号（9月2日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17

工 藤 愛 君	1 7
小 橋 昭 裕 君	2 4
○散会の宣告	3 3

第 3 号（9月5日）

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 6
○出席議員	3 6
○欠席議員	3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 7
○職務のため出席した者の職氏名	3 7
○開議の宣告	3 8
○議案第64号から議案第78号までの委員会報告、討論、採決	3 8
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○選任第1号 常任委員会委員の選任	6 3
○選任第2号 図書室運営委員会委員の選任	6 5
○選任第3号 議会運営委員会委員の選任	6 6
○常任委員会報告	6 7

○委員会の閉会中の継続調査の件	6 7
○議員派遣の件	6 8
○閉会の宣告	6 8
○署名議員	7 3

令和 7 年 9 月 1 日 (月曜日)

第 1 3 4 回南部町議会定例会会議録

(第 1 号)

第134回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月1日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 14号 令和6年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 6 議案第 64号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 65号 令和6年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 66号 令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 67号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 68号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 69号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 70号 令和6年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 13 議案第 71号 令和6年度南部町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 14 議案第 72号 令和6年度南部町當地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第 73号 令和6年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第 74号 令和6年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第 75号 令和6年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第 76号 令和6年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 19 議案第 77号 令和6年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第 20 議案第 78号 令和6年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 黙 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課 参事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課 参事	下井田 耕 一 君	税務課 参事	松 原 浩 紀 君
住民生活課 参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建設課 長	石 橋 一 史 君
会計管理者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課 参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局 参事	野 月 正 治 君	代表監査委員	久保田 敏 彦 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩木育子
主査 松本和香

総括主査 佐々木慶

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第134回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、8月25日議会運営委員会を開催し、第134回定例会の運営について協議しましたので決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告1件、令和6年度決算審査15件、条例の一部改正4件、令和7年度各会計補正予算7件であります。

令和6年度決算につきましては、決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。

そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は2名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことになりました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、9月1日から5日までの5日間としました。

なお、会期中、9月3日、4日は決算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願ひいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番沼畠俊吉君、2番夏堀剛充君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、9月1日から5日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月5日までの5日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました5日間の会期中、9月3日、4日は決算審査のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君）　日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりですので、朗読は省略します。

なお、監査委員より令和7年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告1件、議案は、決算認定15件、条例の一部改正4件、補正予算7件、ほかに、常任委員会報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君）　日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求める。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　おはようございます。本日招集の第134回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、全国的な猛暑と少雨による水不足により、取水制限が実施されたほか、農作物が枯れるなどの、深刻な被害が発生しております。

当町においても、野菜では生育不良が、水稻では不稔粒の発生が懸念されておりましたが、8月上旬からの降雨により、生育は回復傾向にあると報告を受けております。

ただし、今後も気温の高い日が続くとの予報もあり、病害虫防除の徹底と適切な生育管理、適期収穫について、県や農協など、関係機関と連携し、周知・対策を徹底してまいりたいと考えているところであります。

一方で、先月 10 日から 11 日にかけては、九州地方を中心に、記録的な大雨による洪水や土砂崩れなど、甚大な被害が発生したところであり、お亡くなりになられた方々のご冥福を深くお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

近年は、線状降水帯の発生などによる局地的な豪雨災害が増加しており、刻々と変化する気象状況に注意を払い、万が一に備えて態勢の強化を図る必要があります。

当町においては、先月 20 日から 21 日にかけて前線の通過に伴う大雨により、土砂災害警戒情報が発令され、町内 2 か所の避難所を開設して警戒に当たったところであり、数件の倒木被害があつたものの、幸いにして大きな災害につながることはなく、ひと安心したところであります。

更なる災害対応力の向上のため、10月 5 日には、地震、火災及び大雨による被害の発生を想定した「南部町総合防災訓練」を、南部町役場を会場に実施いたします。

南部町地域防災計画等に基づき、防災関係機関や町民の皆様の参加・協力のもと、災害時における相互協力体制の確立と、防災意識の高揚を図ることを目的に、総合的かつ実践的な訓練を実施するものであり、関係各位、多数のご参加をお願いするものであります。

また、当日は防災訓練に引き続き、庁舎町民広場において、子どもから大人まで誰もが気軽に楽しめる体験型防災イベントとして「南部町防災フェスティバル」を開催することとしており、飲食店やキッチンカーの出店もございますので、多くの町民の皆様にお越しいただき、イベントを楽しみながら、防災について学んでいただきたいと考えております。

ここで報告でございますが、7月臨時会で、ご議決いただきました埼玉県白岡市に対する支援金について、先月18日に議長と共に白岡市を訪問し、市長に直接お渡しし、市役所の早期の復旧を祈念してまいりました。

また、当日は災害時相互応援協定を締結し、お互いの地域における災害発生時の支援体制を構築し、安全安心のまちづくりに向けて備えを万全にしてきたところでもあります。

次に、物価高騰支援及び子育て世帯への支援についてであります、7月 8 日に子育て支援金を、14日には高齢者応援商品券の交付式を行ったところであります。

高齢者応援商品券につきましては、交付式後から順次、発送したところであり、物価高騰による家計への負担を軽減するとともに、町内での消費活動により町内経済の活性化につなげてまいります。

子育て支援金のうち、町内高校生の保護者については生徒 1 人につき 5 万円を、町外から名久井農業高校に通う高校生の保護者については生徒 1 人につき 3 万円を、交付式後から順次、口座振込により給付を行っているところであります。

加えて、大学生や受験生等の子育て世帯を支援するため、本定例会における一般会計補正予算に各種支援金を計上し、子育てに優しい町南部町としての事業を継続するものであります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、報告1件、令和6年度決算の認定15件、条例の制定等4件、令和7年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が7件の、合わせて27件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第14号「令和6年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」であります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度の南部町の財政の健全性を判断するため、4つの指標を用いてご報告し、また、各公営企業の経営健全性を、資金不足比率を用いてご報告するものであります。

健全化判断比率、及び、資金不足比率につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がなく、実質公債費比率も、早期健全化基準を下回っており、引き続き、健全な財政運営の維持に努めてまいる所存であります。

次に、議案第64号から議案第78号までであります、令和6年度の各会計決算15件につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第64号「令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」であります、予算総額は、歳入歳出それぞれ121億8,222万2,000円で、これに対し収入済額は117億2,826万8,601円、支出済額は、114億2,570万551円となりました。

この結果、歳入歳出差引額は、3億256万8,050円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,719万2,000円を除いた実質収支額は、2億6,537万6,050円であり、このうち、地方自治法の規定により、財政調整基金に1億4,000万円、減債基金に1,000万円の、合わせて1億5,000万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも、町税等の自主財源を中心とした歳入の確保に努めるとともに、歳出においては、将来に渡ってより高い政策効果を生み出すことを考慮した効率的な予算の活用と、事務事業の合理化に努め、今後ますます複雑多様化する行政需要のほか、災害など不測の事態にも即時に対応できる財政基盤を維持してまいる所存でありますので、議員各位のご指導、ご助言をよろしくお願ひいたします。

なお、令和6年度の主要施策の成果につきましては、別冊で「行政報告書」として、お手元に配付しておりますので、決算審議のご参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第79号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、同施行令に準拠している町条例との間で差異が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。仕事と生活の両立支援の拡充を目的とした、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号「南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の承認の単位を定める等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号「南部町公共下水道条例及び南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」であります。排水設備の新設等の工事は、町長が指定する工事業者により行うこととされておりますが、災害その他非常の場合において工事業者等の確保が困難となった場合に、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備工事を行うことができるようするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第83号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額に、3億2,973万3,000円を追加し、予算の総額を、132億9,712万1,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず1点目は、衛生費でありますが、病院事業会計における現金の残高不足を解消するため、病院事業会計負担金として、追加の繰出金2億円を計上するものであります。

2点目は、商工費でありますが、5,000円で7,500円分になる商品券を3万セット販売する「特別プレミアム商品券事業」に、8,777万6,000円を計上するものであります。

3点目は、土木費でありますが、令和7年度に対象が路盤の補修にまで拡充された緊急自然災害防止対策事業債を活用した町道舗装改修工事に6,000万円を計上するものであります。

4点目は、教育費でありますが、現在も燃料費を始めとする物価高騰が続いていることから、昨年度と同様に子育て世帯への支援を実施するため、ふるさとからの贈り物事業に196万4,000

円、受験生世帯灯油購入支援給付金に 690 万円、大学生等を持つ親等への支援金に 929 万円、合わせて 1,815 万 4,000 円を計上するものであります。

このほか、消防団本部の活動環境を整備するため、本部の詰所である消防署名川分署、福地分遣所の会議室にエアコンを設置することとし、消防拠点施設改修工事に 242 万 9,000 円を計上するものであります。この件につきましては、先週、消防本部から許可がおりたばかりでありますが、本定例会に予算対応したものであります。

また、地方債の道路橋りょう整備事業債の限度額に 7,400 万円を追加し、1 億 9,850 万円に変更するものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容であります。

次に、議案第 84 号「令和 7 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」であります。国民健康保険事業費納付金の増額及び令和 6 年度保険給付費等の確定に伴う返還金など、歳入歳出予算の総額に、807 万 7,000 円を追加し、予算の総額を、22 億 2,203 万 6,000 円とするものであります。

次に、議案第 85 号「令和 7 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」でありますが、ご近所ふれあいサロン助成事業の利用団体数の増に伴う助成金の増額、前年度事業費確定に伴う返還金の増額、人事異動に伴う人件費の増額など、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、4,069 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 28 億 6,463 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 86 号「令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」でありますが、人事異動に伴う人件費の減額及び後期高齢者医療システム改修業務に伴う委託料の増額など、歳入歳出予算の総額に、62 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 9,996 万 4,000 円とするものであります。

次に、議案第 87 号「令和 7 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）」でありますが、収益的収入について、医業収益を減額するとともに、事業運営に必要な現金の不足を解消するために繰入金を増額する予算組み替えを行うほか、資本的収入に、50 万円を追加し、資本的収入の予定額を 9,643 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 88 号「令和 7 年度南部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」でありますが、南部浄化センター水処理施設増設事業に係る支出見込額の減額のため、資本的収入から 6,128 万円、資本的支出から 6,000 万円をそれぞれ減額し、資本的収入の予定額を 6 億 7,399 万 8,000 円、資本的支出の予定額を 7 億 5,050 万 2,000 円とするほか、継続費を設定している南部浄化センター水処理施設増設事業の総額に 4 億 2,700 万円を追加及び年割額を変更し、企業債の限度額を 2,480

万円減額するものであります。

次に、議案第89号「令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」であります。需用費の減額及び管理事務所トイレ改修工事に係る物価高騰に伴う増額のため、予算の組み換えを行い、予算の総額を28億2,235万1,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおり、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第14号「令和6年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） おはようございます。

お手元に説明資料をご用意いただき、3ページをお開き願います。

報告第14号「令和6年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

1の健全化判断比率及び資金不足比率の趣旨でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、令和6年度の健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の南部町の健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率及び一つ右にとんで将来負担比率につきましては、いずれも比率が算定されませんでしたので「-」としております。

左から3つ目の指標、実質公債費比率は8.4%となり、昨年度より0.3ポイント増加しております

すが、早期健全化基準であります25%より大幅に低い数値であり、町財政の健全性は引き続き保たれているものでございます。

3の南部町公営企業の資金不足比率でございますが、病院事業会計をはじめ、全ての公営企業会計において不足額がないことから、いずれも「-」としております。

以上の健全化判断比率及び資金不足比率に対し、監査委員からは、「いずれも特に指摘すべき事項はない」とのご意見をいただいていることを申し添えまして、報告第14号の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第14号を終わります。

◎議案第64号から議案第78号までの上程、委員会付託

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第6「議案第64号」から日程第20「議案第78号」までの令和6年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案15件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

「議案第64号」から「議案第78号」までの議案15件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題といたしました「議案第64号」から「議案第78号」までの議案15件については、委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託

して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

「議案第64号」から「議案第78号」までの令和6年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案15件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。

本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、9月2日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時30分)

令和 7 年 9 月 2 日 (火曜日)

第 1 3 4 回南部町議会定例会会議録

(第 2 号)

第134回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月2日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

4番 工 藤 愛

1. 若者から選ばれる職場環境整備について

3番 小 橋 昭 裕

1. 情報公開について

2. 職員の時間外勤務について

3. 職員について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 黙 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工 藤 祐 直 君 副町長 佐々木 俊 昭 君

総務課参事	西館昌男君	企画財政課長	菅谷信也君
交流推進課参事	下井田耕一君	税務課参事	松原浩紀君
住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第134回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考え方を問うもの及び反論は行わないようお願ひいたします。また、通告外の質問は行わないようお願ひいたします。

これより通告順に発言を許します。

4番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） おはようございます。

本定例会において質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は今回、若者から選ばれる職場環境整備についてお伺いします。

これまで若者や女性に対する施策について幾つか質問をさせていただきました。その都度、真摯にご回答いただき、女性の管理職登用や子育て支援の拡充など、着実にその歩みを進めていただきました。これからは、若年世代に選ばれる地域となるため、官民一体となって働く環境の改善に取り組んでいきたいと考えています。今回の質問は、地方公務員に与えられている労働者としての権利が民間にも広がってほしいとの思いから出たものです。

近年、育児・介護休業法は改正を重ね、労働者の希望に添った休暇が取れる体制整備が進め

られています。そのような中でも、育児休業の取得に至らなかった方の意見として多いのは、担当業務が自分しかできない、迷惑をかけたくないということです。したがって、余裕を持った人員配置や代替職員の採用に一層努力していけば、休む職員も送り出す職員も気持ちよく制度を利用利用することができるのではないかでしょうか。

これから当町は、2040年頃、高齢化率が約50%となる予測です。こうした中、長時間働く職員に負担が偏ることのない体制整備が求められています。約260人が働く南部町役場がこの地域における働く環境改善の牽引役となってほしいと考え、通告した質問に入ります。

当町が数十年先も活気と伝統を受け継いでいくためには、若者の定住や町内就職が欠かせない条件の一つです。特に町職員は、地域に根差した多種多様な業務内容と安定した収入が魅力的な職場です。意欲ある若者が長く勤め、仕事と私生活がともに充実できるような環境整備を一層進めてほしいと考え、次の質問をします。

1点目、若年層（40歳以下）の新採用人数・離職者数の推移をお知らせ願います。

2点目、離職理由の分析とその対策はどのように取り組まれているのでしょうか。

3点目、男性の育休取得率とその取得期間をお知らせ願います。

4点目、育児休業取得による職員の欠員について、現状の対応と代替職員の募集についての町の考え方をお聞かせ願います。

以上の質問について町長並びに関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、若年層（40歳以下）の新採用人数・離職者数の過去5年間の推移であります、その年度内における新採用者については、令和2年度は7人（行政職員4人、専門職員3人）、専門職員は看護師3人でございます。令和3年度は同じく7人（行政職員2人、専門職員5人）、専門職員は看護師4人、臨床工学技士1人であります。次に、令和4年度は10人（行政職員3人、専門職員7人）であります。専門職員は医師2人、看護師5人となっております。次に、令和5年度は11人（行政職員5人、専門職員6人）、専門職員は保健師1人、理学療法士1人、作業療法士1人、看護師3人となってございます。令和6年度は4人（行政職員3人、専門職員1人）、専門職員は看護師1人であります。5年間のトータルでは39人となって

おります。

また、年度内における離職者数につきましては、令和2年度は2人（行政職員1人、技能職員1人）、技能職員は技能主事であります。令和3年度は4人（行政職員2人、専門職員2人）、専門職員は看護師2人となっております。次に、令和4年度は3人（行政職員は0人、専門職員3人）、専門職員は医師2人、保健師1人であります。次に、令和5年度は1人（専門職員1人）でございます。専門職員は看護師1人となっております。次に、令和6年度は6人（行政職員5人、専門職員1人）、専門職員は看護師1人となっており、5年間のトータルでは16人となってございます。

次に、離職理由の分析とその対策であります。離職者の個別の離職理由は個々それぞれに様々な理由があるものと推測しておりますが、個人情報に該当するところもあると考え、踏み込んでその理由を把握していないのが実情であります。

最近の一般的な離職の理由として考えられることは、自らが思い描いていたものと実際の仕事内容とのギャップ、または家庭の事情、または成長実感が得られない、またはカスタマーハラスメント等、また、やりたい分野に即時に異動ができないことなどではないかということが挙げられます。

そこで、それらへの対策として、仕事の理解を深め、職員の組織や仕事への貢献意欲を向上するために、人事評価の目標設定時における面談とフォローアップ、研修によるスキルアップ、ハラスメント対策の相談窓口と組織対応などを行っており、また、人事異動については、異動希望調査を実施し、全て希望どおりとはいきませんが、それを反映しているところもあります。

また、ワークライフバランスへの配慮を含む働きやすい環境づくりの一つとして、DX化を進め、業務効率化を図ってまいります。

次に、過去5年間の男性の育休取得率とその取得期間であります。育休取得率については、令和2年度は50.0%、令和3年度は0.0%、令和4年度は100.0%、令和5年度は20.0%、令和6年度は33.3%となっており、また、トータルの取得期間については、令和2年度は15日間、令和3年度は該当者なし、令和4年度は6か月間、令和5年度は2か月間、令和6年度は3か月間となっております。

次に、育児休業取得による職員の欠員について、現状の対応と代替職員の募集についての町の考え方についてでございますが、現状においては、育休を取得する職員の所属部署の規模を考慮しながら周りの職員が複数人で事務を分担するほか、年度途中における人事異動も含めた職

員配置により対応しているところであります。

本定例会に提出しております、勤務時間、休暇等に関する条例や育児休業等に関する条例の一部改正は、仕事と生活の両立支援の拡充を目的とするものであります。議員ご発言の仕事と私生活がともに充実できるような環境整備に資するものと考えており、また、子育てに優しい町を表明している自治体として、勤務する職員に向けても育児休業が取得しやすい環境を構築することが必要であると考えております。

代替職員の募集につきましては、財政面を考慮しながらも、一部職員の事務負担の増にならないように検討してまいりたいと考えてございます。

私から以上になります。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

過去5年間の新採用人数、それから離職者数の報告がありました。離職者に関しては、特に看護師さんの離職が若干あるのかなという印象がありまして、引く手あまたな職業ですから、仕方のない面もあるのかなとは考えてございます。

また、再質問なんですけれども、今回、質問を考えるに当たって公務員の休暇制度について勉強させていただきましたら、やはり民間企業と比べて大変恵まれた労働環境にあるなというふうに思っています。今回、私の質問の中では男性の育休ということでお伺いしたんですけども、育休中というのは基本的には給料の支払いはないということで、別の制度からの支給、これは官民同じものだと思うんですけども、そうなると収入が減るのが困るというところで育休取得をためらうというお話を多く聞かれます。

そういう中で、公務員の皆さんには年間休日数が125日前後、民間の事業者ですと平均で112日ということで、ここにはもう10日以上の差がある。また、育児に関わる特別休暇の種類も、特別休暇ですから給料が出るということですね、にしても、保育等休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇というのも大変整備されておりまして、本当に民間からすると羨ましいなというふうに感じたところでございます。

そこで再質問なんですけれども、育児休業ではなく、こちらの特別休暇の取得状況、有給で休めるものに関して、特に育児参加休暇に関して取得の実績がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

また、別の観点から、南部町で公表されている人事行政の運営等の状況の公表を拝見いたしますと、職員の採用数ですね、職員の計画数に関して、令和6年度の計画数は281名に対して現職員は261名ということで、その差が20人というところで公表されているんですけれども、こちらについては、募集に対してやはり応募が少ない、そういう捉えでよろしいのでしょうか。本来は配置したい人数が十分に足りていないのが現状であるという認識でよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） ただいまのご質問にお答えします。

休暇の部分でのご質問でございました。子供が義務教育修了前までに病気でありますとかけがでありますとかで通院が必要であるとか看護が必要な場合には、子の看護休暇という制度もございます。子の看護休暇については、取得実績というものはちょっと手元に資料がございませんけれども、義務教育修了前までの子供がいる親であればほぼ全員が取得しているという状況だと認識しております。

そのほかに、先ほど議員からもご質問ありました産後パパ育休ですね。これは、原則2回までの育児休業に加えて、子の出生後8週間以内に2回まで取得可能というところでございますけれども、こちらにつきましても、大変申し訳ございません、産後パパ育休の取得状況についてのデータは持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

さらに、職員の現員数と募集人員の関係でございました。ただいま我々南部町の採用試験につきましては、以前は青森県や八戸市と別日に設定して試験を実施しておりましたけれども、採用後、例えば青森県から内定をいただきました、八戸市から内定をいただきましたということで、こちらのほうで内定を出しておりましてもお断りされる事象が続いておりましたので、わざと青森県及び八戸市の1次試験に試験日をぶつけまして、要するに辞退者を防ぐという部分でそのような試験のやり方を行ってまいりましたけれども、そうすると受験者数はやっぱり減っていく傾向にございます。ですので、辞退者を防ぐことに主眼を置くのか、それともやはりたくさんの方に受験していただくのか、これら辺につきましては今後検討していくかなければならぬなと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。大変採用についてご苦労されているところ、特に辞退者の増加というのは本当にどの業種にも起こっているものでございまして、頭を悩ませているのが大変伝わってきました。ありがとうございます。

最後の質問です。

町長の答弁の中で、退職の理由として、個人情報にも関わることですし、それに本人が本当のことを話すのかどうかというのは非常に難しいところではあるとは思うんですけども、想像するに仕事内容とのギャップ、それからDX化も進めていきたいというようなお話をございました。

そういう中で、現在、役場の中で取り組まれていることがあるかどうか、また、今後取り組む気持ちというか可能性があるのかどうかお伺いしたいのが、まず、インターンシップの導入というか、若い世代ですね、やはりやってみて、現実と自分の考えていたのと違うというののすり合わせをいかに防いでいくかということで、民間企業では非常に多く取り入れられているものです。インターンシップという制度に限らず、最初の質問の中でお伝えしました、産休とか何か休暇の代替職員ですね。期限がある有期限の雇用についても、若い人にとってはお試しという形で非常に取つかかりのしやすい制度なのかなというふうに思っておりますので、まず、インターンシップですか代替職員の採用について今後の見通しをお知らせいただければと思います。

また、DX化に関わることですけれども、テレワークの措置、フレックスタイム制等、今回の定例会で条例改正されているのはあくまで産後の職員向けのものですけれども、これらることは、全ての職員、特に今後介護のために仕事を制限せざるを得ない職員がますます増えていくであろうことを考えますと、全職員対象ですね、テレワークですかフレックスタイム制、また週休3日制というのも非常に広がりを見せている制度ですけれども、こちらに関しても、これまで検討をされたですか、今後導入の見通しに関してお伺いいたします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、私のほうから若干、離職者、また採用等に関して答弁させていただいて、また担当課長のほうからも答弁させたいと思います。

非常に、先ほど総務課長からもありましたように、なかなか以前のような、公務員人気というのは以前より下がってきているなというふうに感じております。これは民間の給料も恐らくアップしてきているということからかなと思ってございますけれども、そういう中において、今まで、内定を出して、その新採用を次年度に計算して年齢構成とか考えていくわけですけれども、そこでやはり市役所さん、県、また国の内定を受けると、誓約書は取るんですけれども、誓約書自体が全く無意味と。本人がもう辞退すると言えばこれはもう防ぎようがないわけとして、そういう部分も。ただ、比較的私ども、郡内の町村、採用状況をチェックしてございます。まだ当町には受けに来てくれている方々がそれなりにまだおりますので、まだいいんですけども、中にはもうゼロと、1人と、こういう話も首長から聞いて、嘆いている自治体があって、やはり環境含めながら我々も働きやすい職場環境という部分はさらに考えていかなければならぬと思ってございます。

そしてもう1点。私も民間2社、東京、八戸、勤めてまいりました。民間と比べますと、私の民間会社は特に厳しかったのかもしれません。公務員のやはり環境というのは恵まれているなというふうに、私は2社を経験して感じてきました。そういうことを職員にも常に話をして、やはり安定した給料、いわゆる生活設計、将来の生活設計を考えることができるのが公務員であって、きちんとボーナスも出てくる、毎月きちんとした給料が入ってくると。こういう部分は公務員としても恵まれているなということを職員自身も自覚をしながら、その分しっかりと町民のために働いていただきたいと、こういうことを日々申し上げてございます。

様々なやり方がございます。代替職員の場合、県、国からその分の財政が負担されれば、これはもういいんですけども、なくて単独で、いわゆる仕事をするのは1名、ただ給料は2人分払っていかなければならない、こうなったときに、私たちは環境とプラス財政的にどうかということも考えなければならない立場にもなりますので、そこは、副町長、総務課長、それから該当する担当課長と、代替職員じゃないとやっていけないか。大きい人数の所属する課は何とか人数で協力し合って、これは乗り切れることもありますけれども、人数が少ない課になるとそうもいかない。こういうときは臨時的に職員を取りあえず1年お願いして乗り切るとかいろいろ方法がありますので、我々も効率的な部分も考え方一つ、職員の負担にならないような、そういう配置というのはいろいろこれからも考えながら進めていきたいと思ってございます。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 私からはインターンシップの受入れに関する部分についてお答え申し上げます。

まず、インターンシップの受入れでございますけれども、昨年度でしたか、保健師の養成される学校に通われてる生徒さんがインターンシップの希望をしたいということで受入れしたということで認識しております。そのほかですけれども、町内の小中学校の職場体験というところで受入れを行っておりますけれども、その後頂きます、児童生徒からのお礼状の中には将来役場で仕事をしてみたいというような感想もいただいており、そこにつきましては大変心強く感じているところでもございます。

それから、DX化、テレワーク、フレックスタイムの部分でございます。テレワークにつきましては、コロナ禍のときに、職員、自宅で療養をしておりますけれども、そのときに、テレワークできるような環境、要するにパソコン、ルーターなどを配付して職務を行ってもらったという事実はございますけれども、平時においてテレワーク、例えばあとはフレックスタイムとか週休3日につきましては、まだ検討にも至っていない状況でございますので、こちらにつきましては近隣町村の動向も踏まえながら検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

3番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

（3番 小橋昭裕君 登壇）

○3番（小橋昭裕君） おはようございます。

それでは、今定例会に通告しておりました次の件について質問いたします。

まず初めに、情報公開について、1つ目の質問ですが、今年6月定例会の一般質問において、町長はご自身の同窓会への公用車私的利用を認めましたが、開示請求により開示された町長の行事日程では、この同窓会の行事日程が黒く塗り潰されていました。ご自身に不都合な行事日程を隠蔽したものと思われるが、このことについて町長の見解を伺います。

2つ目の質問ですが、今回、隠蔽したことにより、南部町は不都合な情報は隠蔽する町とい

う印象を世間に与えてしまったことについて、町長はどのようにして責任を取るのか伺います。

次に、職員の時間外勤務についてです。

1つ目の質問ですが、職員の時間外勤務手当については、予算に制限があり、予算を超えた時間外勤務は代休で対応しているようだが、そうした対応は違法ではないのか、町長の見解を伺います。

2つ目の質問ですが、南部町職員の給与に関する条例第13条に規定する時間外勤務手当及び同条例第14条に規定する休日勤務手当について、規定どおりに支払われているか伺います。

最後に、職員についてです。

1つ目の質問ですが、南部町は、職員としてどのような人材を求めて採用し、どのような職員像を目指して育成しているのか伺います。

2つ目の質問ですが、町民に対する職員の対応について、あまりよくないという町民の声が届いていますが、職員の接遇マナー向上、職員の質の向上について、町長の見解を伺います。

最後に、南部町はトップダウンが多く、職員の士気が低下していると感じていますが、このことについて町長の見解を伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

今年6月の定例会の一般質問において、町長は自身の同窓会への公用車私的利用を認めたが、開示請求により開示された町長の行事日程では、その同窓会の行事日程が黒く塗り潰されていたと。自分に不都合な行事日程を隠蔽したものと思われるが、このことについて見解を聞くということになりますが、まず、開示された行事日程の黒く塗り潰されていることについては、この後、総務課長からその理由を説明をさせ、その後、私が答弁をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 議員ご質問の町長の行事日程における黒く塗り潰された部分についてであります。これは南部町情報公開条例等の規定に基づき対応したものであります。町長の個人的な用務、私用については、職務の遂行に係る情報ではなく、個人に関する情報でありますので、条例第7条に規定する不開示情報に当たるため、ご指摘の同窓会に限らず私用全てについて部分開示として塗り潰したものであります。

そのようなことでありますので、議員が思われておられるような不都合な行事日程の隠蔽ではなく、あくまでも条例の規定どおりに今回は塗り潰したものを開示したものです。

なお、行事日程に町長の私用を記載しておりますのは、公務とのスケジュール調整を円滑にするためであります。

私からは以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、私からお答え申し上げます。

まずは、6月定例会の一般質問において発言させていただいた同窓会への公用車私的利用については、大変お騒がせをいたしまして、改めまして議員各位並びに町民の皆様におわびを申し上げたいと思います。

それでは、最初の質問でありますが、先ほど総務課長から答弁されたように、ご指摘の隠蔽という言葉は全く当てはまらないと考えております。私の日程表には同窓会に限らず個人的用務も記載されており、総務課職員が入力し、確認することができます。今回の開示文書が黒く塗り潰されていたことについては、私から当然指示したことでもなく、先ほど総務課長からも説明がありましたとおり、規定に基づき開示しているものであり、改めて申し上げますが、全く隠蔽という言葉は当たりません。

次に、今回、隠蔽したことにより、南部町は不都合な情報は隠蔽する町という印象を世間に与えてしまったことについて、どのような責任を取るかというご質問であります。先ほど申し上げましたとおり、適正な事務手続によるものであり、隠蔽では全くありませんので、不都合な情報は隠蔽する町との印象を世間に与えてしまったという言い方はあなた個人が勝手に決めつけていることではないでしょうか。

実際に日程表の開示は適正な事務手続によって実施していることであることに対し、あなたが勝手に根拠もなく隠蔽と決めつけて発言していること自体が私は問題だと思ってございま

す。また、町の印象を悪くしているのも、決して私自身の、役場の対応ではない、そう思ってございます。私も公人ですが、あなたも同じ公人の一人であります。議場という公の場での根拠のない、裏づけもない勝手な発言に、逆にあなたはどのような責任を取られるでしょうか。また、どのような謝罪を考えているのでしょうか。

議会は、南部町の将来を見据え、よりよいまちづくりに資する議論を交わす重要な場であり、根拠のない個人的な意見を議論する場では私はないと思ってございます。

次に、職員の時間外勤務手当については、予算に制限があり、予算を超えた時間外勤務は代休で対応しているようだが、こうした対応は違法ではないか、見解を問うという質問でございますが、また、南部町職員の給与に関する条例第13条に規定する時間外勤務手当及び同条例第14条に規定する休日出勤手当について、規定どおりに支払われているか伺うについてでありますが、関連する質問でありますので、共通した答弁として申し上げます。

職員の時間外勤務手当等については、当町においては、合併時から財政面を考慮し、予算の範囲内で支給しており、予算を超える部分については休暇に振り替える運用をし、現在まで継続してまいりました。違法ではないかというご指摘に対しては、合併以降継続してきたという経緯を踏まえ、当事者として評価はいたしませんが、職員の健康管理の面では、休暇を取得し体を休めることができるという点においては、プラスの面もあったのではないかと考えているところであります。

現在は、仕事と私生活を両立し、どちらも充実しているワークライフバランスの調和が求められております。このため、当町といたしましては、長時間労働からの脱却を目標に、先進的な団体・企業の取組を参考に、電子決裁等の内部情報システムの導入など、業務効率化の実現に向けたDX化の推進や、事務分担の平準化のための調整や適材適所の人事配置により、全ての職員のできる限りの定時退庁を目指し、労務管理の取組を進めてまいりたいと考えております。

また、多くの職員の動員を必要とするイベントの実施方法についてもその在り方を検討し、時間外勤務そのものの縮減について検討を進めてまいります。

次に、南部町は、職員としてどのような人材を求めて採用し、どのような職員像を目指して育成しているのかであります。当町は令和6年6月に南部町人材育成・確保基本方針を策定しており、その中において、目指す職員像として、倫理感・挨拶では、常に全体の奉仕者であることを認識し、公正・中立の立場に立ち真摯な行動ができるはもちろんのこと、自ら積極的に挨拶を実行できる職員、改革と確信の意識では、時代の変化や新たな課題への対応力、

創造的思考と新しいアイデアを持って地域の発展に寄与する職員、他者への配慮と理解では、多様なバックグラウンドを持つ人々を尊重し、理解を深める姿勢を持つ職員、プロフェッショナリズムでは、自分の役割や責任を理解し、専門的スキルと知識を持って業務に取り組む職員とし、その育成に取り組むとしております。

人材育成の一つとして職員研修がありますが、新採用職員に対して4月に職員研修を行っており、その際、南部町職員に求められることとして、1つは積極的に挨拶をすること、2つ目は常に町民のために何をすべきか考えること、3つ目に上司の指示に従うことを伝えております。

また、それ以外の研修として、総務省自治大学校、東北自治研修所、青森県自治研修所、B&G財団指導者研修などの職場外研修、職場において業務を通じて行う職場内研修、また町独自開催の研修やパソコンを用いたeラーニングの研修などの自発的学習を活用することにより、研修機会の充実と人材育成を図っております。

また、現在、内閣デジタル庁、青森県庁に職員を派遣し、専門的な知識の習得と能力の向上を目指しております。

以上については南部町人材育成・確保基本方針で目指しているものでございます。

加えて、私の総体的な考えは、就任当初から言い続けておりますように、接遇、挨拶が最も重要であると考えております。分かりやすく申し上げれば、例えば作業服の襟を立てて両手をポケットに突っ込んで庁舎内を歩くような、あるいはしっかりと挨拶ができないような、さらには職員の失墜を招くような公務員として常識のない職員にはならないようにしてほしいと考えております。また、その発言や行動が職員倫理に反することのないような職員を求めております。

次に、町民に対する職員の対応について、あまりよくないという町民の声が届いているが、職員の接遇マナー向上、職員の質の向上について伺うありますが、町民の皆さんから様々なご意見を伺い、その都度、改善すべき部分は改善を図っておりますが、その際には、先ほど申し上げました職員研修を通じて、接遇の向上に向け、研修を充実させてまいります。

ご質問にあります職員の対応へのご意見についてありますが、具体的にどのようなことであるのか、町民の皆様の声をお伺いした時点でお伝えいただければ、早めに改善できるものと思っております。

町民の皆様も様々な見方があると思います。決して職員を過大評価をするつもりはございませんが、職員の対応も少しずつよくなっているという評価もいただけるようになりました。

ぜひ、ご自身の主観的な決めつけだけではなく、客観的な捉え方もぜひお願ひしたいと思います。

なお、議員各位におかれましては、町民の皆様のご意見を伺った際には、隨時、早めに情報提供いただければ、早めに改善してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、南部町はトップダウンが多く、職員の士気が低下していると感じているとのことであります。6月定例会の一般質問において発言させていただいたとおり、私の政治信条として、様々な会合に自らが出席し、町民の皆様をはじめとする方々とのキャッチボール対話を通じてご意見やご提言を頂戴し、その内容は施策に反映しておりますが、ご意見の取り込み口が私であるだけで、そこがトップダウンであるとの捉え方はしておりません。また、その施策の実行に当たっては、職員と意見を交わし、内容を精査することで、町民の皆様によりよいものをお届けすることができるものと考えております。

なお、若手職員中心に編成されたプロジェクトチームにおいてアイデアを出し合いながら各種施策を研究し、提案された事業の一部については、予算を確保した上で、その提案を実行、実現しているものもございます。今後もこのような活動などを通じて職員の政策立案能力の向上を図りながら、やりがいを持って職務に精励し、よりよい施策の提案ができる職員の育成に努めてまいりたいと思ってございます。

最後に、内容によってはトップダウンも必要であり、施策の提供においてスピード感が増すというメリットもあります。一方で、ボトムアップは丁寧な手続が必要な分、時間がかかるということもありますが、時にはトップダウンも、時にはボトムアップも大事であると考えております。いずれにしても、事業内容によってよりよい方法を選択し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） それでは、情報公開についてですけれども、情報公開条例の7条に基づき黒塗りされたということですけれども、6月の定例会の町長の答弁によると、半分公務的な感覚で捉えていたと、それで公用車を利用したということですので、結局は公務として公用車を利用したわけですね。であれば、公務として公用車を利用した行事日程をやっぱり黒く塗り潰すということは、ちょっと隠したんじゃないかと疑われても仕方がないと私は思ってお

ります。

それで、あと職員の時間外勤務についてですけれども、まず初めに、南部町の給与に関する条例第13条には、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給するとあるんですよね。これって、時間外勤務を1時間でもすれば、正規の勤務時間の全てについて時間外勤務手当を支給する。おかしくないですかね、これね。ほかの町村の条例とか県の条例を見ると、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間外に勤務した全時間について、じゃないとおかしいと思うんですよね。これを今まで、合併してから間もなく20年、誰も気づかなかつたんですね。大体仕事をするとき条例って確認するものですけれども、20年間ほつたらかしになっていたというのもちょっと私は不思議でなりません。これについてどう、まず見解を伺います。

それで、ちょっと参考までにお知らせしておきますけれども、過去の報道ですけれども、埼玉県春日部市では、時間外勤務手当について、予算の範囲内で執行するものという誤った認識により、未払いになってた過去の手当を遡って支給した事案があります。また、神奈川県二宮町では、町が法的根拠なく時間外勤務手当の支給に上限を設定していて、事実上、条例違反に当たることを認めて、過去の手当を遡って支給した事案もあります。神奈川県湯河原町では、平日の時間外勤務について振替の定めがないのに代休の取得を推奨していたということで、条例違反に当たることを認めて、過去の手当を遡って支給したという事案があります。

これに対し、総務省では、時間外勤務命令を出しながら条例に定めた手当を支払わないのは不適切、そんなことをしている自治体があるとは聞いたことがないと問題視しております。また、町の関係者によると、職員をないがしろにし、組織としての遵法意識が低いと批判しています。

6月の定例会のときにも、今も町長、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給していると言っていますが、この予算の範囲内で支給するということが誤った認識なんですよ。青森県では給与事務便覧というものを作成して、インターネットでも公表しております。これには給与等に詳しく説明されており、時間外勤務手当についても例を掲載しながら詳しく説明しています。

こういうこと、今紹介した例と県の事務便覧からすると、南部町の取扱いは条例に違反していると思いますが、それでも違法ではないと言えるのか、まず伺いたいと思います。

あと、勤務時間条例の規定には、週休日の振替と休日の代休についての規定はありますが、平日の時間外勤務についての振替は規定されておりません。平日の勤務時間外の振替は何の規

定に基づいて行っているのか伺います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） まず、情報公開条例第7条に基づくと、不開示とした部分について、議員から半分公務的と捉えていたと。半分公務的と捉えていたということは、私用であったと町長自らお認めになっての発言だと私は認識しておりますので、ここは個人情報に当たるので不開示とすることは当然であると考えております。

それから、給与条例の13条の書きぶりの件でございます。

今回ご質問いただいたて、改めて他町村などの例規も確認いたしました。そこで、南部町の書きぶりについて、正規の勤務した全時間に対してでありますけれども、運用上、その見出しの部分には時間外勤務手当とございまして、これまでの給与担当者がそれぞれ、その部分については時間外勤務のことだということの認識の下で、正規の支払い手続を進めておったというところで、うちのほうの例規整備を委託しております出版社に確認したところ、そういう認識であれば問題ないということの回答をいただいたおり、なお、紛らわしいので改正するのであれば、何かの機会に、要するにそこの部分について併せて改正することでもいいのではないでしょうかとの回答をいただいたおります。

それから、その次の予算の範囲内でというところ、取扱いが違法ではというところでございますけれども、合併以降20年にわたりまして南部町としては、振替という、時間外、予算の範囲内で支給した後、不足分については振り替えるという対応を、運用を行ってまいりました。このことにつきまして、これは私の個人的な意見ではありますけれども、自分の通院や子供の用事など希望するときに代休、休暇を取得することができたことは、自分にとってはですね、これはほかの職員に押しつけるわけではないですけれども、自分にとっては大変都合のよい制度運用であったと感じております。

一方で、現在は、ワークライフバランス、仕事と私生活の調和が何よりも優先される社会情勢でございますので、時間外勤務手当の支給もそうでございますけれども、長時間労働をいかに削減していくか、町長答弁の繰り返しとなりますが、業務の効率化の実現に向けて注力してまいりたいと、このように考えております。

また、他町村の事例をご紹介いただきました。こちらにつきましては、私も議員同様、課題

として共有させていただいて、今後検討をしてまいりたいと考えております。

平日の振替についても先ほど答弁した内容と同様でございますので、そちらにつきましては割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 時間外勤務手当については違法であると認めてもらえないということですけれども、これ以上言っても多分同じやり取りになると思うので、この件については、今回報道の関係も来ておりますので、報道の関係の皆さんに託したいと思っております。

あと、情報公開条例の件ですけれども、情報公開条例に基づいて黒塗りにしたということありますけれども、であれば、行事日程は黒く塗り潰されていたんですけども、職員の時間外勤務手当のほうは黒く塗り潰されていなかったと。そうすると、条例上、黒く塗り潰さなかつたことがミスということになりますよね。全部塗り潰されているんであれば、条例に基づいて塗り潰したということは成り立つと思うんですけども、職員の運転手の時間外勤務手当にはちゃんと同窓会という文字が残っていました。そうなると条例とまた言っていることがおかしくなるんですけども、これについてどういう見解なのかお伺いします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 情報公開条例第7条に規定する不開示情報の中には個人に関する情報も含まれて、こちらについては不開示とするとあります。ただし、次に掲げる情報を除くということで、当該個人が公務員等に当たる場合、その当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、公務員の職氏名、当該職務遂行の内容に係る部分は開示しなければならないと条例に規定されておりますので、運転手業務の時間外のことだと思いますけれども、それは自らの公務の遂行に係る部分でございますので、それについては不開示情報には当たらないということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで小橋昭裕君の質問を終わり

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、9月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時58分）

令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日)

第 1 3 4 回南部町議会定例会会議録

(第 3 号)

第134回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年9月5日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 64号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第 65号 令和6年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第 66号 令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 67号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 68号 令和6年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 69号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 70号 令和6年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 8 議案第 71号 令和6年度南部町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 9 議案第 72号 令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 73号 令和6年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 74号 令和6年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 75号 令和6年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第 76号 令和6年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第 77号 令和6年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第 78号 令和6年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第 79号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議案第 80号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 18 議案第 81号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 82号 南部町公共下水道条例及び南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 83号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 21 議案第 84号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 22 議案第 85号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 23 議案第 86号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 24 議案第 87号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 25 議案第 88号 令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 26 議案第 89号 令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 27 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 28 選任第2号 図書室運営委員会委員の選任について
- 第 29 選任第3号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 30 常任委員会報告
- 第 31 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 32 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 黙 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 祐直君	副町長	佐々木 俊昭君
総務課参事	西館 昌男君	企画財政課長	菅谷 信也君
交流推進課参事	下井田 耕一君	税務課参事	松原 浩紀君
住民生活課参事	夏堀 勝徳君	福祉介護課長	戸室 正樹君
健康こども課長	夏坂 和徳君	農林課長	高森 正博君
商工観光課長	川村 一城君	建設課長	石橋 一史君
会計管理者	宮崎 典子君	医療センター事務長	佐々木 朋治君
市場長	藤原 正利君	教育長	高橋 力也君
学務課長	北上 隆広君	社会教育課参事	柳久保 正弘君
農業委員会事務局参事	野月 正治君	代表監査委員	久保田 敏彦君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木 育子	総括主査	佐々木 慶
主査	松本 和香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第134回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

○議長（工藤正孝君） ここで、建設課長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○建設課長（石橋一史君） おはようございます。

昨日の決算特別委員会の議案第71号「令和6年度下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の審査」において、中館議員からご質問がありました管きょの老朽化の件についてお答え申し上げます。

決算書299ページの経営指標に関する事項の、③管きょ老朽化率の数値が7.6%となっておりますが、その数値の根拠とどこの箇所になるのかというご質問でございました。

管きょ老朽化率は、法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表した指標でございます。

耐用年数50年を経過した箇所は、特定環境保全公共下水道あかね処理区であり、公共下水道、特定環境公共下水道、農業集落排水を合わせた町内全体の管きょ延長約92kmのうち、あかね処理区の延長が約7kmとなっておりますので、老朽化率を7.6%と算出しているものです。

なお、老朽化した管路については、令和6年度に交付金を活用して、管更生工事として、約30mを施工しております。

説明は以上でございます。

◎議案第64号から議案第78号までの委員会報告、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1 「議案第64号」から日程第15 「議案第78号」までの令和6年度

南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案15件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。決算特別委員長、馬場又彦君。

(決算特別委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○決算特別委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

決算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

9月1日の本会議において本委員会に審査を付託されました「議案第64号」から「議案第78号」までの令和6年度南部町各会計決算認定15件につきましては、9月3日及び4日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、「議案第64号」から「議案第78号」までの議案15件は、原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長（工藤正孝君） 3番、小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） おはようございます。

今、一括議題とされた令和6年度南部町各会計歳入歳出決算の議案のうち、議案第64号「令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

今定例会中一般質問においても職員の時間外勤務手当について質問させていただきました。

当町の職員の時間外勤務手当は、南部町職員の給与等に関する条例どおりに支払われていないため、私としては条例違反に当たると思っております。本来、職員に支払われるべき時間外勤務手当が含まれていない令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算については認定できないので、これについては、私は反対したいと思います。

以上、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についての私の反対討論とします。

○議長（工藤正孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番、夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 賛成の立場から討論いたします。

本定例会においてもですね、先ほど小橋議員が言いましたけど、一般質問におけるその町職員のですね、時間外勤務の件についても、今後県など第三者からの指摘があれば何らかの形で改めることは、答弁で確認されておりましすし、私が思うにはですね、反対批判をするんだったら、代弁を出すべきだと思っております。

本定例会では決算認定15件、条例等4件、補正予算7件の重要な審議もされており、物価高の最中、町政の混乱と停滞を招かぬよう、私は賛成討論といたします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。

○1番（沼畠俊吉君） おはようございます。

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

本定例会、議案第64号決算の認定に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

定例会において一般質問及び決算委員会の質疑において、時間外勤務手当、休日の取得の取り扱いについて、町長、行政当局より誠実な答弁がありました。また、改善策の提示がありました。引き続き職員の職場環境の改善策の推進が実行され、住民感情に配慮した情報提供がなされると思っております。

一方で、議会が同意した監査人による厳正な監査を経て、決算委員会においても、真剣な審議が行われました。承認議決も行われたことをもって、私は決算の認定の議決に賛成といたします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。

○5番（松本啓吾君） 今回の決算に関して賛成であります、そちらの討論をしたいと思います。

南部町において時間外勤務、代休というところに関しては専門家からの助言をもとに実行されているという答弁がされておりました。公務員は土日祝日のイベント開催のほか、豪雨や火

災等の災害時対応、選挙開票時などの対応があります。

公務員における時間外勤務の代休制度は、時間外勤務代休時間や超勤代休時間と呼ばれており、この制度は県を初め、他市町村でも導入されております。この制度は、長時間労働の抑制と職員に休息の時間を与えることを目的としております。国が提言する働き方改革の中での勤務時間インターバル制度にもあるように、休日による心身の休息、リフレッシュは仕事への活力向上、士気向上、町民への対応向上に繋がると思われます。

日本経済団体連合会が提言する休み方改革におきましては、働く人、一人一人多様な休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことは、生活を豊かにするだけでなく、仕事の質を高め、ワークライフバランスの充実へと繋がるとされており、労働者、経営者、国、地方公共団体はもとより、国民運動として休み方改革を展開することで、国民全体の余暇満足度の向上、ワークライフバランスの充実、日本経済の活性化の実現を図り、全ての国民が幸せを感じることができるとされております。

これは職員または労働者に関しましても同じ満足度を感じる事により、今回工藤議員が一般質問で話しました離職率低下への対策の一つにも繋がると思われることからも踏まえまして、今回の決算書には賛成の答弁とさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。

○6番（久保利樹君） 私は本案について、賛成の立場から討論させていただきます。

南部町が誕生しまして約20年が経過しようとしておりますが、合併当初3町村が合併して、一番先に行われなければならないのが財政の健全化だったと思います。

私はそういった意味では、役場の皆さん当時は膨大な数がいらっしゃったと思うんですけれども、そういった意味で財政の健全化を図る上で、現在、南部町の健全化が図れて、財政の健全化が、行財政、正常に進んでおるとか、そういった意味では今回の案件については、役場職員の方が一丸となって、予算をですね、使わないようにして、まさに町民に還元できる行政サービスを行うための処置だったと認識しておりますので、私は賛成の立場として討論させていただきます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 反対討論でもよろしいですか。

○議長（工藤正孝君） 反対討論は終わっておりますので、賛成討論はほかにありませんかと今伺っております。

○16番（川守田稔君） 賛成討論を募ってましたか。

○議長（工藤正孝君） そうですね。反対討論は終わりました。

○16番（川守田稔君） わかりました。いいです。

○議長（工藤正孝君） ほかにありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論を終わります。

討論がありますので分別して採決します。

最初に議案第64号「令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤正孝君） 着席願います。起立多数です。

議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号「令和6年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第78号「令和6年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの議案14件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案に委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第65号から議案第78号は、委員長報告のとおり認定されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第79号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） おはようございます。説明資料の4ページをお開き願います。

議案第79号「南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨でありますが、公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担の上限額について、同施行令に準拠している町条例との間で差異が生じたため、所要の改正を行うものであります。

内容でありますが、選挙運動用ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターの作成費用に係る公費負担の上限額を、公職選挙法施行令の改正に合わせて、それぞれ表のとおり増額するもので、施行日は公布の日であります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第17、議案第80号「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 議案説明資料の5ページをお開き願います。

議案第80号「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨および内容ですが、仕事と生活の両立支援の拡充を目的とする、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、（1）では、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する出生時両立支援制度等に係る情報提供・制度利用の意向確認等を行うことを、（2）では、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度等に係る情報提供・制度利用の意向確認等を行うことを、（3）では、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善のために意向を確認した事項について配慮することを、それぞれ新たに規定し、仕事と育児を両立しやすい職場環境とするため、所要の改正を行うものであります。

施行日は令和7年10月1日で、所要の経過措置を設けます。

以上で議案第80号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第81号「南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第81号「南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨および内容ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の多様化を図るため、部分休業の承認の単位を30分単位で1日につき2時間を超えない範囲内としている現行の規定を第1号部分休業として制度を残しつつ、承認の単位を1時間単位で取得することを可能とし、1年につき77時間30分を上限とする、第2号部分休業を新設するなど、所要の改正を行うものであります。

施行日は令和7年10月1日で、所要の経過措置を設けます。

以上で議案第81号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第82号「南部町公共下水道条例及び南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第82号「南部町公共下水道条例及び南部町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨ですが、排水設備の新設等の工事は、町長が指定する工事業者により行うこととされていますが、令和6年に発生した能登半島地震において、被災地では工事需要の集中や、工事業者が被災し、復旧工事が長期化したことにより、標準下水道条例の改正に伴い、準拠して制定している町条例について所要の改正を行うものです。

内容ですが、第1条改正は、南部町公共下水道条例の第7条のただし書きの部分について、現行では、「特別の事由があると町長が認めたときは、この限りでない。」と規定していますが、「災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。」に改めるものです。

また、第2条改正は、南部町農業集落排水処理施設条例について、一つ目は、第8条のただし書きとして、「災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。」を追加するものです。

二つ目は、第5条の体裁の修正を行うものです。

施行日は公布の日です。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第83号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）」

を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書をご用意願います。

議案書の25ページをお開き願います。

議案第83号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に3億2,973万3,000円を追加し、予算総額を132億9,712万1,000円とするものでございます。

30ページをお開き願います。

第2表「地方債補正」は、町道舗装改修事業の追加により、道路橋りょう整備事業債の限度額に7,400万円を追加し、限度額を1億9,850万円とするものです。

40、41ページをお開き願います。歳出の主なものから説明いたします。

2段目、2款総務費1項総務管理費の1行目、1目一般管理費の12節委託料は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う人事給与システム更新業務費用として63万8,000円を追加するものでございます。

42、43ページをお開き願います。

1段目の11目情報化推進費の12節委託料は、行政システム標準化への対応に係る番号制度支援業務に330万円、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う基幹系システム保守等業務に262万9,000円を計上し、財源といたしまして、子ども・子育て支援事業費補助金を同額の262万9,000円充当するものでございます。

14節工事請負費は、県道名久井岳公園線道路改良工事に係ります光ケーブルの柱の移設に係る工事請負費に51万5,000円を追加し、財源といたしまして、光ケーブル移設補償費を436万5,000円充当するものでございます。

中段、2款2項徴税費の2行目、2目賦課徴収費の12節委託料は、行政システム標準化への対応に係る滞納システム保守業務に41万1,000円を追加し、17節備品購入費に、ハガキ圧着機の更新費用として144万7,000円を計上するものでございます。

下段、2款3項戸籍住民基本台帳費の12節委託料は、戸籍法の改正による振り仮名対応のため、住基システム改修業務費用として115万5,000円を計上するものです。

44、45ページをお開き願います。

上段、2款4項選挙費の2行目、2目南部町長選挙費は、選挙法改正に伴う投票管理者等の報

酬単価の増などに係る経費といたしまして47万8,000円を追加するものでございます。

中段、2款5項統計調査費の1目統計調査費は、国勢調査に係る指導員・調査員の報酬単価の増などに係る経費といたしまして52万5,000円を追加し、財源として、統計調査委託金を同額の52万5,000円を充当するものでございます。

下段、3款民生費1項社会福祉費の2行目、2目社会福祉施設費の10節需用費は、デイサービスセンターあじさいの雨漏りを修理するための経費として68万円、12節委託料に解体予定の福地老人福祉センターにある廃棄物の収集運搬処分業務の経費として165万円を計上するものです。

48、49ページをお開き願います。

2段目、4款衛生費1項保健衛生費の3行目、4目母子保健費の19節扶助費には、1人あたりの医療給付費が増加していることから、養育医療費給付費に84万円を追加するものでございます。

4行目、6目病院費は、令和7年度中に支払いに必要な現金が不足する見通しである「病院事業会計」に対し、病院事業負担金として、2億円を計上するものでございます。

50、51ページをお開き願います。

上段、4款2項清掃費の1目塵芥処理費の12節委託料は、ゴミ収集運搬業務に係る入札による予算残額3,351万2,000円を減額するものでございます。

中段、6款農林水産業費1項農業費の3行目、3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金は、農地中間管理機構事業である遊休農地解消対策に、市町村が事業主体となることが追加されたため、その経費として補助金18万1,000円を計上し、財源として農地中間管理機構事業費補助金を同額の18万1,000円充当するものでございます。

下段、7款商工費1項商工費の1目商工業振興費は、52・53ページの上段にかけて、特別プレミアム商品券事業の経費など、8,768万6,000円を計上するものでございます。

52、53ページをお開き願います。

3段目、8款土木費2項道路橋りょう費の2目道路橋りょう新設改良費の12節委託料には、跨線橋補修のための測量設計業務の経費として、400万円、14節工事請負費には、舗装改修工事に6,000万円を追加、橋梁補修工事を400万円減額し、財源として、道路事業費補助金を1,665万円減額し、町道整備事業債を7,400万円追加するものでございます。

4段目、9款消防費1項消防費の1行目、2目非常備消防費の14節工事請負費は、消防団が会議や詰め所として使用する名川分署及び福地分遣所の会議室にエアコンを設置する経費といたしまして242万9,000円を計上するものです。

54、55ページをお開き願います。

上段、10款教育費1項教育総務費の2目事務局費には、ふるさとからの贈り物事業の経費として196万4,000円、受験生世帯灯油購入支援給付金として、690万円、大学生等を持つ親等への支援金として929万円を計上してございます。

中段、10款3項中学校費の1目学校管理費には、令和8年度に名川中学校に要特別支援の生徒が入学する予定であることから、学校施設の改修や昇降テーブルなどの経費として286万円を計上するものでございます。

歳出につきましては、ただいま説明したもののほか、過年度分の福祉関係事業費の清算に伴う返還金の計上、人事異動に伴う人件費の調整のほか、特別会計の補正に伴う繰出金の調整などを行っております。

ページを戻っていただきまして、34・35ページをお開き願います。歳入の主なものについて説明いたします。

2段目、14款国庫支出金2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,075万4,000円は、6月補正予算に計上いたしました高齢者商品券交付事業に充当するものでございます。

4段目、15款県支出金2項県補助金の2目民生費県補助金の学校給食無償化等子育て支援市町村交付金の交付率見直しに伴う増額分1,019万7,000円は、0～2歳児の保育料無償化事業及び入学支援事業に充当するものでございます。

36、37ページをお開き願います。

4段目、18款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、本補正予算の不足財源を補填するため、2億1,734万2,000円を計上するものです。

5段目、19款繰越金1項繰越金の1目繰越金は、令和6年度からの繰越金について、当初予算との差額分1,537万6,000円を計上するものです。

歳入につきましては、ただいま説明したもののほか、過年度分の事業費清算に伴う追加交付金などを計上してございます。

以上で、議案第83号の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。滝田勉君。

○8番（滝田勉君） ページ数ですけども、48、49ページ、4款1項6目病院費の中の負担金、2億円現金が不足するということで現金を負担するということですけども、全員協議会のときに、町長がおっしゃってましたけども、小中高校生の無償化、その辺の金額どれぐらいかかるのか参考までに教えてもらいたいんですけどもよろしくお願ひします。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ただいま滝田議員からご質問がありました小中高校生の医療費の無償化の費用ということで、子ども医療費で年額4,100万程の経費となっております。

そのほか、県の助成事業で就学前のお子さんに対する助成をしておりますけれども、その部分の町持ち出し分ということで、乳幼児医療費の方で1,400万程。それに加えまして、ひとり親家庭医療費の方で1,300万程の経費がかかっているところです。

以上になります。

○議長（工藤正孝君） 滝田議員ただいまは令和7年度の一般会計の補正予算を審議しておりましたので、本来であれば質問の趣旨がちょっと違っていましたが、すぐ答弁が始まりましたので、今回は答弁させていただきました。今後よろしくお願ひいたします。

ほかに質疑はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 53ページ、プレミアム商品券ですね。

これは経済効果っていうのは、やはり考えてやってらっしゃる事業でしょうか。考えてませんか。その辺お答えください。

それからふるさとからの贈り物事業、それから大学生を持つ親への支援金、これはページ別なんだと思うんですけど、この特に大学生がおりますかとか。そういうたのはどういうふうに把握なさってますか。その2点です。

○議長（工藤正孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） ただいまのご質問、特別プレミアムについて経済効果があるのかというご質問だと思いますが、昨年度も特別プランの商品券の方事業をしております。

町民に対して約66%の方でプレミアムの商品券を購入していただいております。

各地元の商店街の方々で、その商品券を利用してくださってることで、町として商工業の方々町民の方々に対しても経済効果、そして皆様のものお役に立てるものと考えております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは大学生を持つ親等への支援金の対象者についてどのような方法で把握しているかというご質問につきましてですけども、まず昨年度の大学もしくは専門学校の1年生から3年生のリストを今年度2年生から4年生の対象者として基本的に考えております。

あと、今年19歳になる町民の方を対象として、手紙を発送させていただきます。ですので実際、何人が対象かという実数の方は把握できないものでございます。大学にどのぐらい行っているかとか、専門学校にどれぐらい行っているかっていうことが教育委員会でも把握できませんので、対象となり得る年代の皆さん、もしくは昨年申し込まれた皆さんに、ご通知を申し上げ、そのほか広報紙で実施の告知をして、ご申請をいただくといった方法をとっております。

以上でございます。

○16番（川守田稔君） プレミアム商品券、以前私こういう質問をしたときにですね、何億もあるんだよっていう話してされてびっくりしたことあります。もう少し控えめな評価になってんのかなという感じがしますけれど、確かにですね5,000円買って7,500円ですか。買ったら、良かつたよねって思いますよね、普通はね。

ただそれが経済と南部町の交付金を使って、それも一般財源を使って行う事業ですから、やっぱりそれはちゃんとした評価っていうのがついて回らないと駄目だと思うんですよ、私はね。その辺の評価の仕方っていうのは多分1つかなんぼしかないと思うんですけど、その辺踏まえてですね、考慮された方がいいのかなっていう思いです。

それから、実態がわからないのに、大学生の贈り物をするわけですね。それはそれで名称の云々というつもりはないのですけれど、例えばですね、私10年ぐらい前に放送大学の学生さんになりましたことがあります。そうすると学生証もらえるんですよ。そうすると新幹線に乗るときも割引になったり、定期券買うんであれば割引になったりと。そういう人たちでもまあまあいるわけ

じゃないですか。

そういう背景の事情を考えるとですね、もうちょっとやり方を考えた方がいいんじゃないのかなっていう感想です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第21、議案第84号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の61ページをお開き願います。

議案第84号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ807万7,000円を追加し、予算の総額を22億2,203万6000円とするものでございます。

まず歳出からご説明申し上げます。72、73ページをお開き願います。

上段、1款1項1目の一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の減額及び住基システム更新に伴う事務処理標準システム機器設定業務の委託料の増額で、計2万4,000円増額するものでございます。

2段目、1款4項1目の趣旨普及費につきましては、財源更正をするものでございます。

3段目、2款2項2目の高額介護合算療養費につきましては、支給見込額の増に伴い、21万円増額するものでございます。財源として保険給付費等交付金、普通交付金を同額の21万円充当するものです。

4段目から次の74、75ページ、2段目までの3款国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金額の確定に伴い、総額で226万4,000円増額するものでございます。

3段目、4款3項1目の施設管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の増額、48万2,000円の増額をするものでございます。

7款1項2目の償還金につきましては、前年度実績確定に伴う返還金で、509万7,000円を増額するものでございます。

続きまして歳入をご説明申し上げます。

ページ戻って68、69ページをお開き願います。

4段目、6款1項1目の繰越金につきましては、前年度、繰越金を113万3,000円増額するものでございます。

次の77、71ページをお開き願います。

8款1項2目の社会保障・税番号システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業の補助金15万3,000円を増額するものでございます。

ページ戻っていただきまして、68、69ページをお開き願います。

2段目、5款1項1目の一般会計繰入金につきましては、歳出の人件費などの減額に伴い、事務費繰入金を12万9,000円減額し、3段目、5款1項2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額に応じて、財源の不足分671万円を増額するものでございます。

議案第84号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第22、議案第85号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の77ページをお開き願います。

議案第85号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に4,069万7,000円を追加し、予算の総額を28億6,463万2,000円とするものでございます。

初めに歳出の主なものについてご説明いたしますので、88、89ページをお開き願います。

中段の3款2項2目地域介護予防活動支援事業費ですが、ご近所ふれあいサロン助成金の活用団体の増加に伴い、18節助成金を58万5,000円追加するもので、財源として、国、県、支払基金、町の各負担割合に応じた額を充当するものでございます。

90、91ページをお開き願います。

中段の6款1項2目、償還金及び下段の6款2項1目一般会計繰出金ですが、前年度の事業費確定に伴い、国や県などへ介護給付費負担金などを返還するため、合わせて3,975万5,000円を追加し、財源として前年度の繰越金を充当するものでございます。

歳出につきましては、ただいまご説明したもののが、人事異動に伴う人件費を増額または減額しているものでございまして、財源として、国、県、町の各負担割合に応じた額を増額または減額しているものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

84、85ページにお戻り願います。

上段の3款から下段の7款1項まで及び次のページになりますが、下段の8款につきましては、歳出でご説明いたしました特定財源となりますが、なお不足する財源につきましては、中段の7款3項基金繰入金を追加し、対応するものでございます。

議案第85号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第85号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時55分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第23、議案第86号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の93ページをお開き願います。

議案第86号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ62万6,000円を追加し、予算の総額を2億9,996万4,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。102、103ページをお開き願います。

上段1款1項1目的一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費及び子ども・子育て支援金制度に係る後期高齢者医療システム改修業務委託料を増額するもので、計115万2,000円増額するものでございます。システム改修費の財源につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金を充当するものです。

下段、4款1項1目の保健事業費につきましては、人事異動に伴う人件費の補正で52万6,000円を減額するものでございます。

続きまして歳入をご説明いたします。

100、101ページをお開き願います。先ほど歳出でご説明したもののほか、2段目、4款1項1目から繰越金は、前年度繰越金を3万8,000円増額するもの。上段、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の減額等に伴い事務費繰入金を31万9,000円減額するものでございます。

議案第86号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第24、議案第87号「令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木朋治君） 議案書の105ページをお開き願います。

議案第87号「令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第2条は、予算第2条に定めております業務の予定量について、入院の年間患者数を3,650人減の1万8,980人、外来の年間延べ患者数を5,566人減の3万1,702人とし、入院の1日平均患者数を10人減の52人、外来の1日平均患者数を23人減の131人とするものでございます。

第3条は予算第3条に定めております収益的収入について予算組替を行い、収益的収入の予定額を補正前と同額である12億3,516万3,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入ですが、106ページをお願いいたします。

資本的収入の予定額に50万円を追加し、資本的収入の予定額を9643万3000円とするものでございます。

112ページをお開き願います。

令和7年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明いたします。

まず収益的収入ですが、1款1項の医業収益は、入院及び外来の患者数の減少に伴う減収が見込まれることから、1目の入院収益は1億4,100万円の減額、2目の外来収益は5,900万円の減額、合わせて2億円を減額するものでございます。

その下、3項の特別利益は本年度の病院事業の収支について、4月から6月までの医業収益の実績に基づいて推計した結果、11月に現金預金の残高不足が生じる見込みであることから、これを解消し、事業を継続するため、一般会計からの繰入金2億円を追加するものでございます。

113ページをお願いします。

資本的収入の1款4項1目の長期貸付金返還金は医師修学資金貸付を受けていた医学生1名から、本人の都合により貸付契約を解除する申出があり、これまでに受けた貸付金を分割払いにより全額返還することとなったため、本年度の返還金収入50万円を追加するものでございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番、山田賢司君。

○10番（山田賢司君） ページ数は112ページの3項特別利益の一般会計からの繰入金2億円の減でございます。

決算書で見れば、累積の赤字が約5億円ぐらいの赤字になっていると。

そういう中で、今まで病院内でいろいろ検討会を開きながら職員による改善点の発見をしてきたと聞いておりますが、依然として赤字の状況にあると。このままであれば、今年度もこの2億円はそのまま赤字になる。そういう状況にあって累積すれば、今年度末2億といえど7億になります。今病院が持っている資産は債券含めて、5億ちょっと。実質の赤字状況に陥ると。そういう状態になり得るわけとして、もう一度大きな改善をしなければならないのではないかなど、私個人的には考えております。

そういう中で、やはり専門家のコンサルタント会社とか、そういうところを、お金を利用して、お金がかかっても、やはり一度やってみたらどうですかっていう私の今、今日は提案でござ

います。やはり医療っていうのは、病院会計というのは普通の会計と違って様々難しい部分もあると聞いております。そういう中で世の中は一般病院も潰れるところが出てきてると。だんだん増えているというのは聞いておりますけれども、やはり何らかの公的病院ですから、またここになければならない病院だと私も思っていますので、やはりそういう検討会、検討委員会又はそういうチームを作つてですね、専門家も交えたチームを作つて、一度見直してみたらどうかなという私の意見でございますが、どのように考えるかお聞きします。

○医療センター事務長（佐々木朋治君）　ただいまのご質問、ご意見にお答えいたします。

病院事業運営につきましては令和6年3月に策定した経営強化プランに基づき、また国保直進施設として、国保運営協議会における審議の中で様々なご意見をいただきながら運営しております。また、先ほど山田議員がお話しされましたとおり、院長をはじめとする院内各部局の長を構成員とする院内の会議でも現状の情報共有、改善に向けた取り組みの協議を進めているところでございますが、現在の状況を踏まえまして、外部コンサルの専門的な分析による経営支援なども視野に入れまして、検討してまいりながら、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君）　山田賢司君。

○10番（山田賢司君）　今、事務長から前向きな答弁をいただきました。是非よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（工藤正孝君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第25、議案第88号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 議案書の114ページをお開き願います。

議案第88号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、公共下水道南部処理区の南部浄化センター水処理施設増設事業について、今年度の補助金配分額の減額により、予算を減額するほか、資材高騰により全体事業費が増額となるため、継続費総額を追加及び年割額を変更するものです。

第2条は予算第4条に定めております収入の1款公共下水道事業資本的収入の1項企業債を2,480万円、3項補助金を3,648万円それぞれ減額し、予定額を2億5,803万円とするものです。また、支出の1款資本的支出の1項建設改良費を6,000万円減額し、予定額を2億9,989万円とするものです。

第3条は予算第5に定めております南部浄化センター水処理施設増設事業の継続費について、4億2,700万円を増額して8億2,700万円とし、年割額を令和7年度は8,000万円を減額し、令和8年度は5億700万円増額する補正を行うものです。

第4条は、予算第6条に定めております企業債として借り入れる公共下水道整備事業債の限度額を2,480万円減額し、総額を2億9,790万円とするものです。

120ページをお開き願います。令和7年度南部町下水道事業会計補正予算明細書についてご説明いたします。

上段の表の資本的収入の下水道事業資本的収入でございますが、今年度配分された補助金の減

額に伴い、1款1項1目企業債は、公共下水道事業債2,480万円、1款3項1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金3,520万円、同じく3項2目県補助金は、町村下水道緊急対策事業費補助金128万円をそれぞれ減額し、下水道事業資本的収入の予定額を6億7,399万8,000円とするものです。

次に、下段の表の資本的支出の下水道事業資本的支出でございますが、今年度配分された補助金の減額に伴い、1款1項2目処理場建設費は、下水道事業工事請負費を6,000万円減額し、下水道事業資本的支出の予定額を7億5,050万2,000円とするものです。

以上で議案第88号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第26、議案第89号「令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（藤原正利君） 議案書の121ページをお開き願います。

議案第89号「令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

123ページをお開き願います。

補正額でございますが、歳出予算について目内の予算組み替えを行うもので、予算の総額に変更はありません。

126、127ページをお開き願います。

歳出の補正内容でございますが、1款1項2目一般管理費の10節印刷製本費の契約額確定に伴う需用費の減額分60万円を当初予算に計上しておりました施設改修工事の物価高騰に伴う増額分を14節工事請負費に充てるものでございます。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会委員の選任

○議長（工藤正孝君）　日程第27、選任第1号、「常任委員会委員の選任」を行います。
ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午前11時28分）

○議長（工藤正孝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時29分）

○議長（工藤正孝君）　常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君）　異議なしと認めます。

常任委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭持って各常任委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

（午前11時30分）

○議長（工藤正孝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時48分）

○議長（工藤正孝君）　ただいま、各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。

総務企画常任委員長滝田勉君、副委員長沼畠俊吉君、産業建設常任委員長松本啓吾君、副委員長山田賢司君、教育民生常任委員長久保利樹君、副委員長工藤愛君、以上のとおりです。

◎図書室運営委員会委員の選任

○議長（工藤正孝君）　日程第28、選任第2号、「図書室運営委員会委員の選任」を行います。
ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午前11時49分）

○議長（工藤正孝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

○議長（工藤正孝君）　図書室運営委員の選任については、図書室設置条例第4条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおりに選任します。

なお、図書室運営委員は、議会広報編集委員を兼任するものであります。図書室運営委員会の委員長及び副委員長は、図書室設置条例第4条第4項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭を図書室運営委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩します。

（午前11時50分）

○議長（工藤正孝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時51分）

○議長（工藤正孝君） ただいま図書室運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果をご報告いたします。図書室運営委員長夏堀剛充君、副委員長工藤愛君です。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（工藤正孝君） 日程第29、選任第3号、「議会運営委員会委員の選任」を行います。
ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午前11時52分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時53分）

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおりに示したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（選任した委員は次のとおり）

5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会運営委員会の招集をします。

この際、委員会開催のため暫時休憩します。

(午前11時54分)

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前12時1分)

○議長（工藤正孝君） ただいま議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたのでその結果を報告します。

議会運営委員長八木田憲司君、副委員長坂本典男君です。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第30「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、配布しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第31「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（工藤正孝君） 日程第32「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議員派遣の件は配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第134回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月1日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに

対しまして、心から御礼を申し上げます。

とりわけ、令和6年度南部町一般会計及び特別会計の計15件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会において綿密なご審議をいただき、深く敬意を表する次第であります。

審議の中で、議員各位からいただきました、様々なご提言には、十分留意いたしまして、今後の行財政運営に、役立ててまいりたいと考えております。

とりわけ、今回の補正予算で可決をいただきました中の特別プレミアム商品券につきましては、50%増し分7,500万円、購入費3万セット分1億5,000万分、合わせて2億2,500万円は間違いなく地元の町内の商店の方々で購入される商品券であります、年末の出費が重なる時期の前に合わせまして早速準備に入って、町民の皆様に還元してまいりたいと考えてございます。

また、山田議員からも御指摘をいただき、また議員の皆さんも大変心配されたと思います医療センターの関係でございますが、これは当院に限らず、県内全国的にも非常に厳しい状況が今の医療の現状であるという中におきまして、専門家の皆さんも含めながら、また専門的な大学関係の方も入れた方がいいのかなと思っておりますけれども、早速準備に入って住民の皆様も早く安心できる体制を整えてまいりたいと思ってございますので、よろしく議員の皆さんからもまたご協力ご指導をお願いを申し上げたいと思います。

また、先ほど各委員会の新たな委員長、副委員長さんが選任されました。どうぞ、それぞれの委員会において議論をしていただきながら、行政の方に対してもいろいろなご指導ご意見を頂戴いただければなと思っております。改めて就任されました委員長、副委員長の皆さんにはお祝いを申し上げたいと思います。

さて、今週末には第33回青森県民駅伝競走大会が開催されます。南部町選手団の皆様におかれましては、平成30年度以来の町の部での首位奪還、さらには平成23年度以来の2度目の総合優勝を目指し、日頃の練習の成果を出し切って、ご活躍されることを期待し、町民の皆様とともに精一杯の応援をさせていただきたいと思います。

次に、現在の農作物の作柄ですが、水稻につきましては、全農青森県本部の生育状況調査によりますと、出穂状況は平年より多く、実りの良い収穫が期待できるとともに、概算金につきましても今年は過去最高となる見通しであり、生産者にとりましては、喜ばしいことであるものを感じております。

また、順調に生育が進んだりんごにつきましては、すでに早生種の収穫が始まっています、今後収穫期を迎える品種につきましても、作柄が期待されるところであります。今後も安定した天候により、素晴らしい出来秋を迎えられることを祈念するとともに、町内の観光農園におきまし

ては、多くの皆様に、当町自慢の秋の味覚をお楽しみいただけるよう、万全の態勢でお迎えいただくことをお願い申し上げる次第であります。そして、豊穰に感謝して明日から始まる名川秋まつりと、来週、13日、14日に開催されるとまべちまつりが、多くの来場者で賑わいを見せますことを、期待するものであります。

さて、9月に入り、令和7年度も折り返し地点が近づいてまいりました。

本年度、実施を予定している事業につきましては、その進捗状況を確認し、適正・確実に実施するよう努めてまいります。

また、これから令和8年度の当初予算編成を進めてまいるわけでありますが、人件費の高騰、エネルギー価格や物価の上昇、さらに、長期金利の上昇により、公債費の利払い費が拡大するなど、平常業務等に係る経費の増加が見込まれております。

このような中にあっても、町民の負託にこたえられるよう、8月末に提出された国の各省庁からの概算要求の情報収集を行うほか、町村会などの関連団体との連携により、国及び県に対し必要な要望活動を進めながら、決算の審議において議員各位から賜ったご意見などにも留意しつつ、予算編成作業を進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、最近は昼夜の寒暖差に、秋の気配を感じるようになりましたが、日中は残暑の厳しい日が続くものと思われますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続きご活躍いただきますことを、お願い申し上げ、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） ここで、閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月1日から本日までの5日間でしたが、議員各位におかれましては、ご熱心に審議を賜り、令和6年度の各会計決算認定をはじめ、条例の一部改正、令和7年度各会計補正予算など、多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、議事の進行に伴い、各位のご協力を得ましたことを、重ねてお礼申し上げます。

町長はじめ、理事者各位におかれましては、審議の過程において表明されました提言、意見等を踏まえながら、今後の施策のうえに反映されますことを、要望する次第であります。

皆様におかれましては、今後ますますご健勝で南部町発展のために、格段のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これをもちまして第134回南部町議会定例会を閉会します。

（午前12時11分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤正孝

署名議員 沼畠俊吉

署名議員 夏堀剛充